平成２３年（フ）第８１８号
栃木県那須塩原市石林841番地261
債務者　大島　和義
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７４号
大分県宇佐市大字長洲66番地の６
債務者　中崎　　徹
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月13日午後３時45分
　　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第１７０８８号
埼玉県朝霞市東弁財２丁目10―14―310
債務者　塚越　律子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１２６号
神奈川県相模原市緑区下九沢1691―１　レジデンスM102
債務者　立澤　　浩
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１２７号
神奈川県相模原市緑区下九沢1691―１　レジデンスM102
債務者　立澤アレーンこと　立澤デガズマン，アレーン
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１４７号
埼玉県八潮市中央３丁目29―１―205
債務者　山口　義則
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１５３号
東京都板橋区小豆沢２丁目34―５―201
債務者　川上　常人
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１９６号
千葉県東金市北之幸谷1058
債務者　猪野　和枝
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７２０１号
東京都東大和市蔵敷２丁目532―１　アメニティコートウチノＡ―203
債務者　今井　　亮
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７２０２号
神奈川県大和市下鶴間2996―２
債務者　荻曽ジーンこと　オギソ　ジーン　サバド
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７２０３号
東京都江東区北砂１丁目３―43―315
債務者　黒田　綾子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７２０８号
神奈川県座間市入谷１丁目387―１―415
債務者　座間　　俊
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７２０９号
東京都北区田端２丁目６―20―301
債務者　依田　郁美（旧姓石岡）
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７２２６号
東京都葛飾区東水元１丁目４―12
債務者　佐藤真由美
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７２３６号
東京都足立区島根４丁目20―４―102
債務者　石川　晴美
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月14日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部